2　担保権付債権者が有する債権の弁済及び免除

⑴　清算株式会社は、担保の対象となっている資産を売却した場合、売却代金から所要の処分費用（当該換価処分にかかる消費税・地方消費税、印紙税、担保登記抹消費用、司法書士報酬、仲介手数料その他不動産の譲渡に関連して課される所得税その他税金等の一切の費用を含むがこれに限られない。）を控除し、優先弁済を受け得る金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済に充てる。

⑵　担保の対象となっている資産について、売却、競売手続等によって換価が終了し、当該対象資産に係る担保権付債権の弁済充当額（以下「担保権額」という。）が確定した場合、または、担保権が放棄されることにより担保権額が確定した場合、清算株式会社は、担保権付債権から担保権額を控除した残額及び担保権付債権者が有する一般債権について、一般債権の例により弁済を行い、免除を受ける。

第３　一般債権

1　定義

一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権、関係者債権及び優先的債権に該当しないものをいい、一般債権者とは、清算株式会社に対して、一般債権を有し、かつ、担保権付債権、関係者債権及び優先的債権を有しない者をいう（担保権額が確定したことにより、担保権付債権から担保権額を控除した残額及び担保権付債権者が有する一般債権のみを有することとなった者を含む。）。

2　一般債権の弁済及び免除

⑴　清算株式会社は、清算株式会社のマリーナ産業ビル敷地（所在：水戸市元吉田町字岡崎、地番：1029番７、地目：山林、地積：809.75㎡）を除くすべての資産の換価が終了し、かつ、担保権額が確定した後、資産換価代金から、必要な費用（既に発生している、あるいは清算結了までに発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の総額を含む。以下同じ。）を控除した残額を、一般債権額（担保権額が確定したことにより、担保権付債権から担保権額を控除した残額を含む。）に応じて按分して弁済する。

⑵　清算株式会社は、清算株式会社のマリーナ産業ビル敷地を除くすべての資産の換価が終了した日（以下「弁済原資確定日」という。）から２週間以内に、第３、２⑴の規定による弁済額及び弁済予定日を、一般債権者に書面にて通知する。

⑶　清算株式会社は、第３、２⑴の規定による弁済を、弁済原資確定日の属する月の翌月末日までに行う。

⑷　一般債権者は、第３、２⑴による弁済を受けたとき、清算株式会社に対し、一般債権の総額から各弁済額を控除した残額を免除する。

⑸　本協定認可決定確定日までの間に清算株式会社のマリーナ産業ビル敷地を除くすべての資産の換価が終了した場合、第３、２⑵及び⑶に規定する「弁済原資確定日」を、「本協定認可決定確定日」に読み替える。

第４　関係者債権

1　定義

関係者債権とは、特別清算債権のうち定方敏彦氏が有する債権をいう。

2　関係者債権の弁済及び免除

関係者債権は弁済を行わず、本協定認可決定確定日に全額の免除を受ける。

第５　共益的債権及び優先的債権

1　定義

⑴　共益的債権

共益的債権とは、清算株式会社の特別清算手続において発生する特別清算債権者の共同の利益のために要する裁判上の費用及び清算業務の遂行に要する費用等の請求権をいう。

⑵　優先的債権

優先的債権とは、特別清算債権のうち、清算株式会社に対する国税徴収法または国税徴収の例によって徴収することができる請求権をいう。

2　共益的債権及び優先的債権の弁済

共益的債権及び優先的債権は随時弁済する。

第６　追加弁済

担保権付債権及び一般債権に対する弁済が終了した後、清算株式会社に新たに換価可能な資産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権額と担保権付債権から担保権額を控除した残額に応じて按分して一般債権者に弁済する。この場合において、各債権者が本協定に基づき行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度でその効力を失うものとする。

以上

水戸地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１２号

滋賀県栗東市辻527番地１

清算株式会社　湖南株式会社

代表清算人　山越　英雄

1　決定年月日　平成27年２月23日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

1　定義

協定債権のうち、元本部分を「特別清算債権」という。なお、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。

2　債権の合算

本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。

3　弁済の場所

本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

4　弁済における端数の切り捨て

弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。

第２　山越浩一の有する協定債権の取扱い

山越浩一は、本協定の協定認可決定確定日において、その有する協定債権の全額を免除する。

第３　山越浩一以外の協定債権者の有する協定債権の取扱い

協定債権者（山越浩一を除く。以下、この項では同様とする。）に対する弁済・債務免除については、以下のとおりとする。

1　協定債権の弁済

清算株式会社は、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算業務終了時において清算株式会社が有する現預金から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。

2　協定債権の免除

⑴　元本（特別清算債権）

協定債権者の有する協定債権のうち元本（特別清算債権）については、上記１の弁済時に、各協定債権者の特別清算債権の総額から上記１の弁済額を控除した残額について免除を受ける。

⑵　利息債権及び遅延損害金請求権

協定債権者の有する協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。

3　新たな財産が発見された場合の取扱い

上記１に基づく弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、協定債権者と協議した上で当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記２⑴に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

大津地方裁判所民事部